

議案第80号

多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成28年12月6日提出

多可町長 戸田善規

多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年多可町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項前段中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改め、同項中「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第8条の3第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に改める。

第11条中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第16条第2項中「前条第3項」を「第15条第3項」に改める。

第17条（見出しを含む。）中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

多可町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「<u>第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者</u>(以下「要介護者」という。)<u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間に於いて)において常態として当該子を養育するもの」とあるのは「<u>第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者</u>(以下「要介護者」という。)<u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子を養育」とあるのは「<u>第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間に於いて)において常態として当該子を養育するもの」とあるのは「<u>第15条第1項に規定する要介護者</u>(以下「要介護者」という。)<u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</u></p>

現	行	改	正
<p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むものに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むものに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>5 (略)</p> <p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。以下この項において同じ。）父母、子、配偶者の他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むものに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(介護時間)</p> <p>第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</p>

現 行	改 正
<p>(組合休暇) 第16条 (略)</p> <p>2 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。</p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇 (規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p>3 <u>介護時間については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第23条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</u></p> <p>(組合休暇) 第16条 (略)</p> <p>2 <u>第15条第3項の規定は、組合休暇について準用する。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇 (規則で定めるものを除く。)、介護休暇、<u>介護時間及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p>